

## 新浜ポンプ場改築事業に係る技術提案時における前提条件

新浜ポンプ場改築事業に係る技術提案を行うに当たって、消火設備の仕様は、以下のとおりとする。

なお、各種契約を締結後に実施する詳細設計において、関連機関協議の結果により、下記条件を変更する必要性が生じた場合には、設計変更の対象とします。

### 1. 新設本ポンプ場の基本条件

- ① 防火対象物の用地区分は、15項その他の事業所を適用する。
- ② 変電設備室は、不燃区画とする。
- ③ 一般取扱所部分以外の消防用設備は、消防法及び条例等に則り設定すること。

### 2. 危険物関係

#### (1) 適用基準

- ① 危険物施設の種類は、一般取扱所を適用する。
- ② 危険物の規制に関する政令第19条第2項第3号を適用する。
- ③ エンジン室と自家発電機室を一般取扱所として、他の部分と区画する「部分規制」を適用する（燃料系統より、エンジン室と自家発電機室を同一区画とする。）。
- ④ エンジン室と自家発電機室は、一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所であるため、著しく消火困難な製造所等となる（危険物の規制に関する規則第33条第1項第1号）。
- ⑤ 部分規制を適用するため、保有空地は不要とする。

#### (2) 一般取扱所の部分の建築構造等

- ① 区画部分の壁柱梁は耐火構造とする。
- ② 区画部分及び延焼のおそれのある外壁部の出入り口は、自閉式特定防火設備を設置する。
- ③ 搬入用シャッター（特定防火設備）は、延焼ラインにかからなければ設置可能である。
- ④ 区画部分の壁に、エレベーターのドアは設置できない。
- ⑤ 燃料配管、換気ダクト等は、適切に防火処置すれば部分貫通可能である。
- ⑥ 一般取扱所の部分は、窓を設置できない。
- ⑦ 区画部分の外壁に換気扇（FD付）を設置することは可能である。